

年 月 日 () 時現在

(累計ではありません)

感染予防対策			○ ×
1	園児の半数もしくは 10 名以上になった日 (年 月 日 ())		
2	施設医、嘱託医 (医院 医師)		
3	嘱託医への相談		
4	症状がある園児は、隔離などの措置		
5	所轄の部署への報告 (市町保育幼稚園課・県のこども未来課)		
6	感染症対策マニュアルの設置		
7	感染症の対応について年 1 回以上の勉強会・研修会		
8	感染対策委員会の設置		
9	発症職員への欠勤指示と受診勧奨		
10	職員・施設利用者の健康管理と有症状受診		
11	園に出入りするパート職員、ボランティア、実習生等の健康観察		
12	一時預かり等の中止検討・相談		
13	有症状者の欠席期間 (発症後 日間)		
14	職員全員へ当該感染症の発生対応について周知		
15	当該感染症について、保護者への注意喚起		

16	注意喚起の方法 【 おたより、電話、掲示板、その他（ ） 】	
17	園の掲示板や出入り口に注意喚起の張り紙などの実施	
18	園出入り口へのアルコール消毒液の設置	
19	園内行事の見合わせ（予定されている行事 ）	
嘔吐処理（感染性胃腸炎疑いの場合記載）		
1	嘔吐物処理セットの準備（使い捨て手袋、ガウン、マスク、消毒液など）	
2	嘔吐物処理時の使い捨て手袋、マスク、ガウンの着用	
3	衣服汚染時、汚物を取り除いた後、次亜塩素酸 Na や熱湯で消毒	
4	床汚染時、嘔吐物を取り除いた後、次亜塩素酸 Na で消毒	
5	嘔吐物処理時の換気	
6	嘔吐物処理時、嘔吐物を処理する職員とその他介助職員の役割分担の実施	
7	定期的に施設内のドアノブや手すり、トイレなどを次亜塩素酸 Na で消毒	
8	消毒液の適正濃度の保持（吐物便 0.1% ドアノブ等 0.02%）	
9	嘔吐物処理後の廃棄物はビニール袋等に密閉して移動している	
10	嘔吐物処理後は流水石けんで手洗いをしている	
おむつ交換（感染性胃腸炎疑いの場合記載）		
1	排泄時ケアの必需品（使い捨て手袋、ガウン、マスク、消毒液など）	
2	ケア毎の手袋交換	
3	使用後のおむつはビニール袋等に密閉して移動している	
4	手袋を外した後は流水石けんで手洗いをしている	
手洗い		
1	施設利用者・職員へ外出後、排泄後、食事前に必ず手洗いをさせている	
2	手洗いは流水と石鹸で実施	
3	タオルの共有はせず、ペーパータオルか個人用のタオルを使用している	
4	職員は1ケア毎に手洗いをしている	
5	来訪者に手洗いを勧めている	
咳エチケット		
1	園児・職員で有症状（発熱または発咳）時のマスクの着用	
予防接種等（インフルエンザの場合記載）		
1	施設使用者の当該感染症の予防接種状況 （全利用者の約 %、把握していない）	
2	職員の当該感染症の予防接種状況 （全職員の約 %、把握していない）	
3	職員の出勤停止期間（約 日間、決めていない） * 学校保健安全法施行規則第二種感染症出停期間基準：発症後 5 日間、 かつ解熱後 2 日間	
4	施設内のドアノブや手すりなどアルコール消毒液などで消毒している	
5	部屋の換気を行っている	
6	部屋の湿度を保っている	